

バリアフリー施策の新たな枠組みに 関する検討会について

現状（課題）

- バリアフリー施策を推進するための法制度の制定から約30年が経過し、我が国のバリアフリー施設・設備の整備水準は相当程度成熟しつつある。
- 今後、ハード整備の投資効果や維持更新費負担を評価した上で、ソフト面を含めた**利用者視点での点検**、女性やこども・子育て世代の方などを含む**施策の対象当事者の範囲**、少子高齢化や担い手不足に伴う**担い手の範囲**等について、社会情勢の変化を踏まえた検討が必要。

社会資本整備重点計画・交通政策基本計画 【令和8年1月閣議決定】

「これまで取り組んできた国土交通分野におけるバリアフリー施策を踏まえ、**女性**が暮らしやすく、**こども・子育て**に優しい社会の形成を推進し、**更なる高齢化やデジタル化社会の進展**にも対応すべく、法律上の位置づけも含め、新たな施策の枠組みの構築を検討する。」

検討の主な論点

- 新たに検討会を設置し、以下3点について、今後のバリアフリー施策の目指すべき方向性や課題についての議論を行い、政策に反映すべきポイント、考え方などを取りまとめることを目指す。
 1. **利用者の目線**（ハード・ソフトを組み合わせたアクセシビリティやユーザビリティ）
 2. **当事者の範囲**（ユニバーサルな社会におけるウェルビーイング）
 3. **担い手の範囲**（広く誰もが支えあう社会）

【委員】	秋山 哲男（中央大学研究開発機構 教授）	【座長】	高橋 儀平（東洋大学 名誉教授）
	植田 瑞昌（日本大学理工学部まちづくり工学科 助教）		土師 弘明（株式会社赤ちゃん本舗 取締役執行役員）
	織田 友理子（認定NPO法人ウィーログ 代表理事）		藤山 真美子（お茶の水女子大学共創工学部人間環境工学科 准教授）

【検討スケジュール】

- 第1回検討会（令和8年7月17日）
- 第2回検討会（令和8年10月29日予定）
- 第3回検討会（令和8年12月上旬予定）
- 第4回検討会（令和9年2月上旬予定）
 - ・年度内をメドに、新たな枠組みについて**中間とりまとめ**を作成予定。

論点1. 利用者の目線（ハード・ソフトを組み合わせたアクセシビリティやユーザビリティ）

- ・ドアtoドアの情報アクセシビリティ
- ・駅前空間等について利用者側から評価する指標
- ・バリアフリー法の制度を活用した実態把握
- ・地域特性に応じた一律ではない柔軟なアクセシビリティ

論点2. 当事者の範囲（ユニバーサルな社会におけるウェルビーイング）

- ・女性や子育て世代を含めた多様な利用ニーズ
- ・増加する高齢者等の利用ニーズ
- ・障害者差別解消法との関係

論点3. 担い手の範囲（広く誰もが支え合う社会）

- ・障害の社会モデルの考え方を国民全体の責務として浸透
- ・当事者や事業者のみの責務ではなく広く国民が協力する仕組み
- ・施設等の人手不足への対応

分 類	意 見
多様化する利用者・ニーズへの対応	高齢者の割合は上昇しても、人口減少に伴い人数そのものは増加しない可能性がある。子どもや妊産婦についても同様であり、 <u>対象者数の増減ではなく、利用者ニーズがどのように変化していくかという視点</u> で議論を進めることが重要。
	技術や社会環境が変化する中で、 <u>これまで有効であった仕組みや考え方をそのまま踏襲するだけでは十分ではない</u> 。利用者を取り巻く環境やニーズも変化していることから、次の10年に向かって、 <u>新たなニーズを掘り下げながら検討を進めていく必要がある</u> 。
	30年前と現在では車椅子を取り巻く状況が大きく変化しているものの、制度や施設整備の考え方は従来の車椅子を前提としている部分もあり、実態に対応していない面があるのではないかと。 <u>車椅子のあり方や利用実態について改めて整理する必要がある</u> 。
	<u>今後のまちづくりには、人だけでなくロボット等の新たな移動主体も視野に入れていく必要がある</u> 。ロボットや様々な移動手段が利用しやすい空間は、結果として多くの利用者にとっても利便性の高い環境につながる。
子育て・就労など生活場面への視点拡大	<u>子育てや障害児支援については、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行う仕組みが重要</u> 。海外のネウボラのような取組も参考にしながら、支援が途切れない環境づくりを進めていく必要がある。
	障害のある人が働く環境についても十分に議論されていないのではないかと。利用者としての視点だけでなく、 <u>障害当事者が働く側として置かれている環境や職場の整備</u> についても検討していく必要がある。
	<u>女性の働き方について、多様な選択肢を確保していくことが重要</u> であり、そのことが今後のまちづくりのあり方にも影響してくるのではないかと。誰もが自らの希望に応じた生活を送れる環境づくりが必要である。
共生社会の意識、権利・人権の視点	障害当事者の視点を踏まえた取組は、結果として健常者を含めた様々な人にとって利用しやすい環境づくりにつながる。 <u>誰かを支援するための取組としてではなく、誰にとってもよりよい社会づくりにつながるものとして捉えることが重要</u> 。
	障害者施策においては、障害の社会モデルの理解を進めるに当たって、その <u>前提となる人権（モデル）についてしっかりと見据えることが重要</u> である。差別や偏見の問題も含め、共生社会の実現に向けて、人と人とのあり方について議論していく必要がある。
	今後は単に個別のバリアを解消するという視点だけではなく、「共生社会とは何か」という根本的な問いについても議論していくことが重要。誰もが同じ社会の構成員として参加できる社会の実現に向けて、 <u>共生社会の考え方を施策の基盤として位置付けていく必要がある</u> 。
	女性の働く権利や生き方の選択肢を支えるという視点も含め、今後の施策では <u>権利の観点を重視して議論していくことが重要</u> である。
	担い手の範囲を広げるに当たっては、課題を抱える人を <u>支援する側と支援される側という関係で捉えるのではなく、多様な利用者に配慮した環境整備が結果として社会全体の利便性や快適性の向上につながるという視点が重要</u> である。

分 類	意 見
利用実態を踏まえた取組、当事者参画の推進	点字ブロックや誘導設備等については、当事者参画のもとで様々な実証的な取組や工夫が進められている。 <u>地域や利用実態に応じて柔軟に取り組める仕組みを整える</u> とともに、 <u>新技術の活用や現場での実践を積み重ねながらバリアフリー化を進めていくことが重要</u> 。
	障害当事者による子育てや難病患者など、多様な立場の人々が存在する。誰一人取り残さない社会の実現に向けては、 <u>重度障害者を含め様々な利用者の状況を踏まえた制度設計や施設整備を進めていく必要</u> がある。基準では捉えきれない課題にも目を向けるべきである。
地域における推進体制	<u>都市部と地方部との格差</u> が改めて大きな課題。特に地方では、行政や当事者が情報を発信しにくく、人材育成の機会も限られていることから、当事者参画を含めた取組が十分に広がりにくい状況がある。そのため、これらの <u>地域における情報共有や人材育成の仕組みについて検討していく必要</u> がある。
	各地域では当事者や行政、事業者が連携して課題解決に取り組んでいる事例も存在しているが、それらの <u>取組が十分に共有されていない</u> 。 <u>好事例を収集し、全国で学び合える環境を整備することも重要</u> 。
検討会に対する全体的な意見	<u>多くの論点があり議論が広がることが懸念</u> 。優先順位を明確にし、これまでの取組で改善が進んだ点と依然として課題として残っている点を整理した上で、 <u>重点的に取り組むべきテーマを明確にしながら議論を進めるべき</u> 。